

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）  
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(適格性の基準)</p> <p>第四条 第二条の規定により格付機関を定めるに当たっては、信用格付業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。以下この条において同じ。）又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者であつて、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 客観性の基準</li> <li>二 独立性の基準</li> <li>三 透明性の基準</li> <li>四 情報開示の基準</li> <li>五 人材及び組織構成の基準</li> <li>六 信頼性の基準</li> <li>七 非依頼格付の濫用禁止の基準</li> <li>八 金融当局との協力の基準</li> </ol> <p>(客観性の基準)</p> <p>第五条 前条第一号の「客観性の基準」は、格付の付与に係る方針及び方法並びに業務管理体制が次に掲げる要件の全て</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

を満たすものであることとする。

- 一 厳格、かつ、体系的なものであること。
- 二 過去の格付の付与の実績に基づき定期的に検証が行われていること。
- 三 付与した格付について継続的な検証が行われ、財務状況の変化に応じて当該格付が更新されていること。
- 四 前三号に掲げる要件を一年以上継続して満たしていること。

(独立性の基準)

第六条 第四条第二号の「独立性の基準」は、業務管理体制が、次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一 格付の付与に影響を及ぼし得る政治的若しくは経済的な圧力又は格付関係者から独立した立場において適時に格付を付与するための措置が講じられていること。

二 格付の付与及び変更に当たって、取締役等の構成、株主等の構成、収益の構成及び人事又は報酬の体系その他の要因により利益相反のおそれがある場合には、これを防止するための適正な措置が講じられていること。

三 格付の付与に係る業務が他の業務及び公正かつ誠実な格付の付与のため格付の付与に係る過程に関与させざるべきでない他の格付アナリストから分離独立していること。

(透明性の基準)

第七条 第四条第三号の「透明性の基準」は、付与する格付（

「条を加える。」

「条を加える。」

当該格付に係る格付関係者その他の者に対してのみ提供するものを除く。)を次に掲げる事項とともに公表するものであることとする。

- 一 格付の評価における主要な要素
- 二 格付関係者による格付の付与に係る手続への関与の有無
- 三 格付の付与に係る手続、方法及び前提に関する一般的な情報

(情報開示の基準)

第八条 第四条第四号の「情報開示の基準」は、次に掲げる事項を公表するものであることとする。

- 一 遵守すべき行動規範
- 二 格付関係者との間の報酬の取決めに関する一般的な内容
- 三 利益相反又はそのおそれのある格付の付与に係る行為の種類及び利益相反を回避するための措置の概要
- 四 報酬の取決めに関する内容(第二号に掲げる事項を除き、次に掲げる事項を含む。)
  - イ 主幹事会社との間で報酬の取決めが行われる場合には、その一般的な内容
  - ロ 格付関係者又は主幹事会社から格付を付与する役務以外の役務の提供の対価を取得した場合には、当該対価が年間売上高に占める割合
- ハ 格付関係者、主幹事会社若しくは格付利用者(付与し

「条を加える。」

---

た格付を閲覧させる役務の提供の対価として、当該役務の提供を受ける者をいう。次項において同じ。）又はこれらの親法人等若しくは子法人等から受けた報酬のうち、同一の者からの報酬が直近の事業年度の格付の付与に係る業務に係る売上高の十パーセント以上となった場合には、その者の氏名又は名称

五 デフォルトの定義、格付の対象となる債務の満期又は残存期間の考慮方法及び各格付の定義を含む格付の評価方法

六 付与した格付ごとのデフォルト率の実績

七 付与した格付の遷移に関する情報

八 格付の一般的な性質及び限界並びに投資に当たって格付に過度に依存することのリスク

2 前項第三号に掲げる事項の決定に当たっては、少なくとも次に掲げる場合において、格付の付与に係る方法又は業務に与える影響を考慮していることとする。

一 格付の付与に係る業務の対価として、格付関係者又は引受人から報酬を受ける場合

二 格付利用者（格付の付与に係る業務によってその財産上の利益に影響を受ける可能性のある者に限る。次号において同じ。）から報酬を受ける場合

三 前二号に掲げる場合以外の業務又は役務の提供の対価として、格付関係者、引受人又は格付利用者から報酬を受ける場合

四 格付の付与に係る業務の依頼を受ける前に、当該格付に

---

係る格付関係者又は引受人に対し、格付に類する等級を提  
供した場合

五 格付関係者の株式等を保有している場合

六 格付関係者が格付機関の株式等を保有している場合

(人材及び組織構成の基準)

第九條 第四條第五号の「人材及び組織構成の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすために十分な人的構成及び組織等を整備していることとする。

一 面会その他の方法により格付関係者の取締役その他の者から信用力の評価のために必要な情報の提供を継続的に受けること。

二 定性的な手法及び定量的な手法を統合した格付の付与に係る方法に基づき質の高い格付を付与すること。

(信頼性の基準)

第十條 第四條第六号の「信頼性の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一 付与する格付が投資家、保険会社又は格付関係者の商取引の相手方等からの信頼に基づいて利用されていると認められること。

二 機密の情報の不正な使用を防止するための措置が講じられていること。

(非依頼格付の濫用禁止の基準)

「条を加える。」

「条を加える。」

第十一条 第四条第七号の「非依頼格付の濫用禁止の基準」は、非依頼格付を付与する行為を利用して格付の付与に係る業務を依頼するよう格付関係者に求めていないこととする。

(金融当局との協力の基準)

第十二条 第四条第八号の「金融当局との協力の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすための体制を整備していることとする。

- 一 格付の付与に係る方法に重大な変更があったときは、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出ること。
- 二 金融庁長官の求めに応じて、付与した格付その他関連する情報を報告すること。

(マッピングの基準)

第十三条 第三条の規定により区分を定めるに当たっては、定性的要因その他の要因を考慮し、定量的な基準に適合したものとすることとする。

2 前項の「定性的要因その他の要因」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 適格格付機関が格付を付与する対象
- 二 適格格付機関が定める格付の定義
- 三 適格格付機関が定めるデフォルトの定義
- 四 その他適格格付機関が格付を付与する際に勘案していることと認められる要因

3 第一項の「定量的な基準」とは、次に掲げるものをいう。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

一 適格格付機関が付与した各格付について、当該各格付に係る三年累積デフォルト率（連続した三年間のデフォルト率の平均値をいう。以下この条において同じ。）の過去十年間の平均値が、いずれも次の表に掲げる格付区分ごとの格付（当該格付の符号に対応した符号を用いる格付を含む。以下この条において同じ。）に対応した基準レベルの数値から大きく乖離するものでないこと。

基準レベル (パーセント)	格付区分
0.10	A A A S A A
0.25	A
1.00	B B B
7.50	B B
20.00	B

二 適格格付機関が付与した各格付について、当該各格付のいずれかに係る直近の三年累積デフォルト率が次の表に掲げる格付区分ごとの格付に対応したモニタリング・レベルの数値を上回っている場合には、その理由が当該適格格付機関の格付の付与の基準が厳格でないことに起因するものではないこと。

モニタリング・レベル (パーセント)	格付区分
0.80	A A A S A A
1.00	A
2.40	B B B
11.00	B B
28.60	B

三 適格格付機関が付与した各格付について、当該各格付に係る直近及びその前年の三年累積デフォルト率がいずれも次の表に掲げる格付区分ごとの格付に対応したトリガー・レベルの数値を上回っていないこと。ただし、いずれ

かの当該三年累積デフォルト率がトリガー・レベルの数値を上回っている場合であっても、その理由が一時的なものであり、かつ、当該適格格付機関の格付の付与の基準が厳格でないことに起因するものではないと認められるときは、この号の基準を満たすものとみなす。

トリガー・レベル (パーセント)	格付区分
1.20	A A A S A A
1.30	A
3.00	B B B
12.40	B B
35.00	B

4 適格格付機関が付与した格付のいずれかに係る三年累積デフォルト率が前項第二号のモニタリング・レベルの数値又は同項第三号のトリガー・レベルの数値を上回ったことにより、同項第二号又は第三号に掲げる基準に従い当該格付を同項第一号の基準レベルに対応する格付区分より下位の格付区分に区分した場合において、当該格付に係る三年累積デフォルト率が二年連続して同項第二号のモニタリング・レベルの数値以下となったときは、当該格付を同項第一号の基準レベルに対応する格付区分に区分し直すことについて検討するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。